

独法化病院が協議会

静岡で初総会 戦略的経営を発信

地方独立行政法人に
移行(独法化)または独
法化を予定している全
国の自治体病院約50施
設が「地方独法病院協
議会(仮称)を設立し、
22日、静岡市内で初の

総会を開いた。会員同
士で戦略的経営に向け
た情報交換を進めなが
ら独法化のメリットを
明確にし、導入検討し
ている全国の病院に向
けて発信する狙い。



独法化後の経営戦略などについて情報交換することなどを決めた設立総会—22日、静岡市内

独法化の利点は、複
数年契約や柔軟な人事
給与制度、議会を経ん
い予算執行の速さな
ど、行政の枠組みを超
えた機動的な病院経営
が実現できることさ
れる。協議会は事業計
画に独法化のメリット
と課題を採る前後比較
調査や、外部人材の起
用など先進事例の発表
を含めた広報活動を盛
り込んだ。会長に中島
豊爾岡山県精神科医療
センター理事長、副会
長に神原啓文静岡県立
病院機構理事長らを選
出した。将来的には、
全国自治体病院協議会
との連携も目指す。国

は2007年のガイド
ラインで、独法化や、
病院の裁量が高まる地
方公営企業法の全部適
用など経営形態の見直
しを13年度までに行っ
よう定めた。しかし4
月現在、全国の自治体
病院1100施設のうち
独法化したのは63カ
所(5%)にとどまる。
同法の全部適用施設は
352カ所(32%)あ
るが、同協議会は「病
院長の経営全般に対す
る権限は、独法化のレ
ベルに達していない」
と指摘している。